

## 平成22年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成22年 3月8日

招集の場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会(開議) 平成22年 3月8日(月) 9時 33分 宣告

会議録署名議員の氏名 2番 前田芳樹 議員 3番 平田文夫 議員

### 1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 2人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 4 号 平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議 第 5 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 6 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 7 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 8 号 平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 9 号 平成 21 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 10 号 平成 21 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 11 号 平成 21 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 12 号 平成 21 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 13 号 平成 21 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 14 号 平成 21 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 15 号 平成 21 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 16 号 平成 21 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 17 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 18 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議 第 19 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

- 議 第 2 4 号 隠岐島油槽所整備基金条例
- 議 第 2 5 号 隠岐の島町企業立地支援センター設置及び管理条例
- 議 第 2 6 号 隠岐の島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- 議 第 2 7 号 字の区域変更について
- 議 第 2 8 号 町道路線の認定及び変更について
- 議 第 2 9 号 指定管理者の指定について〔隠岐島文化会館〕
- 議 第 3 0 号 指定管理者の指定について〔布施地区漁業振興施設〕
- 議 第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について〔蛸木地区牧野管理道（1 工区）工事〕
- 議 第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について〔油井漁港防波堤工事〕
- 議 第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について〔コミュニティ・アイランド施設テニスコ  
ート増設（2 期）工事〕
- 議 第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について〔西郷 9 号線道路改良工事〕
- 議 第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について〔浜橋橋梁架替工事〕
- 議 第 3 6 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（3 号幹線その 2）工  
事〕
- 議 第 3 7 号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 3 8 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 3 9 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 4 0 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 4 1 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 4 2 号 平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
- 議 第 4 3 号 平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 4 4 号 平成 22 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 4 5 号 平成 22 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 4 6 号 平成 22 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計予算
- 議 第 4 7 号 平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 4 8 号 平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 4 9 号 平成 22 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 5 0 号 平成 22 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 5 1 号 平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計予算

## 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 議事の経過

#### 議長（米澤壽重）

ただ今から、平成22年第1回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9時33分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第118条の規定により2番：前田芳樹 議員、3番：平田文夫 議員を指名します。

#### 日程第2、会期の決定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、会期は本日から12日間と決定しました。

#### 日程第3、諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る平成21年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。その主なものをご報告いたします。

定例会を終えた、翌12月22日には、民主党島根県連、民主政策・予算チームの代表であります、小室衆議院議員及び門脇県議会議員が来島され、燃油問題、航路対策、竹島問題等について意見交換が行われました。

新年を迎えた、1月6日には、恒例の隠岐の島町消防出初式が挙行され、議員各位と共に出席をいたしました。

1月14日には、県議会中山間地域・離島調査特別委員会による視察があり、隠岐航路や交

通アクセスについての意見交換が行われ、副議長、総務産業建設常任委員長、総合交通対策特別委員長と共に出席いたしました。

1月29日には、竹島領土権確立隠岐期成同盟会による中央陳情活動が関係省庁に於いて行われ、私も隠岐島町村議会議長会の会長として、同行したところであります。

当日は、松田町長と共に外務省の齋木アジア大洋州局長、県選出国會議員などへ勢力的な陳情活動を行いました。

2月1日には、議会運営委員会が開催され、平成22年第1回定例会の日程等について協議をいたしました。

2月10日には、全国離島振興市町村議会議長会理事会及び定期総会が東京都において行われ、離振会長として出席いたしました。

その席上、5月26日に本町での役員会開催が決定したところでございます。

定期総会の後は民主党の「島の振興」議員連盟の打越あかし衆議院議員、瑞慶覧衆議院議員に出席いただき、離島航路、燃油対策等について懇談をいたしました。

2月16日には島根県町村議会議長会定期総会が松江市で開催され、島根県全体では、「代議制民主主義の健全なる発展のため議員年金の存続を求める要望書」そして、また「竹島の領土権確立及び周辺海域の漁業秩序の回復に関する要望書」を決議いたしました。

隠岐郡からの要望は、昨年に引き続き「隠岐島の交通体制（航路・航空路）の強化及び幹線道路の整備促進と国道昇格について」、「離島医療対策の充実強化について」の2件を提案し、決議されたところでございます。

また、当日は、自治功労者表彰も行われ、本町議会からは、松森豊議員、吉田政司議員が全国町村議会議長会表彰（27年以上）を受けられました。誠にありがとうございます。

両議員の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

2月22日には、「竹島の日」記念事業が松江市の県民会館で開催され、隠岐島からは期成同盟会の方々など26名、全体では500名あまりが参加いたしました。

5年目を迎えた本年は、記念式典及び領土問題シンポジウムが開催されました。

記念式典では主催者を代表し、溝口知事が国に対し、韓国側との外交交渉とともに、北方領土と同様の所管組織や啓発施設としての資料館の設置など、より積極的な取り組みを求めました。

式典には自民、国民新党両党の県選出議員四名を含む与野党国会議員10名が出席され、過去最多となりましたが、残念ながら今年も政府関係者の出席はありませんでした。

シンポジウムでは有村 治子参議院議員、下條 正男拓殖大学教授、県土・竹島を守る会事務局長の梶谷 萬理子氏、本町からは八幡 昭三氏及び布施中学校教頭 常角 敏氏が参加され、活動状況の紹介の後、竹島の領有権をめぐる現状や今後の解決策などについての討論が行われました。

引続き、午後 5 時からは隠岐島町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議が開催され、平成 21 年度事業の実績見込並びに平成 22 年度の事業計画等について協議が行われたところでもあります。

3 月 1 日には、本町出身の大相撲「隠岐の海」幕内昇進祝賀セレモニーが行われました。

当日は生憎の天候不良により、ふれあいセンターでの開催となりましたが、隠岐の海関、竹谷力士のご両親をはじめ後援会関係者、町民の皆さんが集結し、島根県では 88 年ぶりの快挙となった、幕内力士誕生をお祝いいたしました。

お二人の今後の益々のご精進とご活躍をお祈りいたします。

3 月 4 日には、隠岐島油槽所整備事業竣工記念行事が行われ、施設の竣工を祝うとともに施設の安全祈願祭が執り行われたところでもあります。

また、午後には議会運営委員会を開催し、陳情等の取扱いなどに関して協議を行っております。

以上、報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

次に、議員の派遣について、別紙のとおり派遣したのでご報告いたします。

3 月 4 日の議会運営委員会までに受理した請願・陳情等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、高金利引き下げを求める県民会議の陳情につきましては、議員のみなさんへの配付に留めることと致しましたのでご理解願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

皆さん「おはようございます。」

3 月に入りまして幾分温もりのある風が春の訪れを感じさせてくれる今日この頃となりま

したが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、先ず以ってお喜び申し上げます。

本日は、平成 22 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を頂きありがとうございます。

本議会は、平成 22 年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成 21 年度の補正予算、条例の一部改正、並びに工事請負変更契約の締結など 49 件の諸議案をご提案させて頂いております。

どうか、十分なるご審議を頂きますと同時に、私ども執行部に適切にご指導を賜りますように、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、昨年 12 月に開催させて頂きました「平成 21 年第 4 回隠岐の島町議会定例会」以降の、私の行政報告でございますが、主要な事項につき述べさせて頂きますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

先ず、ふるさと隠岐の島応援寄附の採納状況につきましてご報告申し上げます。

昨年度は 31 件で 153 万円余りでありましたが、本年は 2 月末時点で 23 件 727 万円余りのご寄附を頂いております。この場をお借りいたしまして、ご寄附を頂いた皆様方に対しまして心から感謝の意を表する次第でございます。

本年度の寄附金につきましては、今定例会に提出いたします補正予算で改めて基金に積み立てることにいたしております。

また、よろしくお願いをいたしたいと思っておりますが、ご寄附をいただきました皆様方からは、寄附金の用途につきまして、いろいろとご意見をいただいております。平成 22 年度予算におきましては、図書館の図書購入の財源といたしまして 100 万円を充当させていただく事にいたしております。今後もこれら寄附金を有効に活用させていただければと、このように考えております。

次に「竹島の日」記念行事参加につきまして、ご報告申し上げます。

去る 2 月 22 日、松江市の県民会館におきまして「竹島の日」記念式典が開催され、隠岐 4 町村の町村長、議会議員、漁業関係者の皆様方と共に私も参加をいたしました。本年は条例制定 5 周年の節目の年であり、国会議員の出席は 10 人と過去最多でありました。私も挨拶に立ち、国の対応が今少し鈍い点や、韓国の動きが少し気がかりな点がございます。更には離島の機能と役割は国防の観点からも重要な点ではないか等など更なる国民世論の盛り上がり、外交交渉の進展を切に願う旨のお話しさせて頂きました。

式典後にシンポジウムも開催され、本町からも、久見の八幡 昭三さんと布施中学校の

常角 敏さんのお二人が参加され、竹島に関する貴重な体験談や証言、また島内での学校の授業などの状況を紹介されました。

本年は5周年という節目の年であります。本町におきましても「竹島大会」を開催し、世論の喚起や機運の醸成に繋げてまいりたいと考えておりますので、宜しく願いをいたしたいと思います。

次に、島根県町村会定期総会などについて、ご報告申し上げます。

去る2月23日、松江市において、島根県町村会定期総会が開催され出席いたしました。

審議事項は平成22年度の事業計画及び一般会計予算などでありました。県内13町村の連携を強化し、町村共通課題に関する国・県への施策提案・要望活動を行なうことなどを確認をさせていただいたところであります。

総会に先立ち、島根県幹部との意見交換会が設定され、地域振興部長、農林水産部長、健康福祉部長の出席のもと、県の新年度当初予算案における主要事業及び経済対策事業の概要、国の地方財政計画、農業戸別所得補償対策、県の医師看護職員確保対策などについて説明をいただいたところであります。

また、島根県市町村農林水産業振興対策協議会、島根県過疎地域対策協議会の総会も同時に開催され、新年度の事業計画及び予算などについて原案どおり承認されました。過疎関係では、総務省から担当室長をお招きし、本年4月から施行される新たな過疎対策についての説明をいただきました。その後、新対策における特徴であるソフト対策の推進などについて意見交換を行なったところです。

翌2月24日には上京し、全国市町村水産業振興対策協議会の常任理事会・理事会、また全国離島振興協議会の正副会長会・理事会、離島センター理事会などに出席いたしました

水産基盤整備の地方負担の軽減、平成24年度末に時限の到来する離島振興法の改正延長に関する対応などを盛り込んだ事業計画が原案どおり議決されました。

なお、昨年本町で開催されました、全国離島交流中学生野球大会が、本年8月に鹿児島県種子島において第3回大会として開催されることの報告がありました。

これが第6回大会ぐらいまだが、今方向がだされているというようなことであります。

最後に、隠岐島油槽所整備につきまして、ご報告申し上げます。

隠岐島油槽所につきましては、昨年12月からの試験出荷を経まして、油槽所整備工事の全体が完了し、3月4日に関係者の皆様方のご臨席を賜り、盛大に竣工式が執り行われました。

一昨年6月の混油事故以来、島民の念願でありました油槽所の運営再開が資源エネルギー庁の補助事業を導入しまして、本町の施設として石油製品の共同配送も行うということで整備し、新たにスタートしたところでございます。

竣工式前日の3月3日には、隠岐地区石油製品流通合理化計画策定委員会が開催され、今までの取り組みの総括と今後の油槽所の運営について活発な意見交換が行われました。

目標であります石油製品の安定供給及び流通コストの低減に取り組んでいるところですが、今後も状況を見極めながら更なるコスト低減へ取り組んでまいりたいと考えております。また、島前のそれぞれの給油所におきましても同じ補助事業を導入しまして、これまでドラム缶輸送が主でしたが、これを新たに地下タンクが設置されましたことによりまして、隠岐島油槽所からタンクローリーによる共同配送が行われ、流通コストの低減に努めてまいりたいと考えております。

以上、私の行政報告の主なものだけにつきましてご報告申し上げましたが、昨年の第4回定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付いたしました関係資料に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

**議長（米澤壽重）**

以上で行政報告を終わります。

## **日 程 第 5、町長の所信表明**

「町長の所信表明」を行います。

番外：町長

**番外（町長 松田和久）**

平成22年第1回隠岐の島町議会定例会の開会に当たり、諸議案の提案に先立ちまして、平成22年度の町政運営の私の基本的な考え方、及び主要事業などについて申し述べ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

一昨年から世界同時不況の中、日本経済は長期低迷と深刻なデフレ不況から抜け切れない状況が続いております。

こうした中、昨年9月に発足した鳩山内閣は、「コンクリートから人へ」の理念を基本といたしまして、民主党のマニフェスト重視による政策を進めつつあり、地方自治に関しては「地域主権」を政策の大きな柱とし、権限や財源の委譲を含め、国と地方の関係を抜本的に見直すことといたしているかと思えます。

一方、国の新年度予算編成においてはその財源を国債に大きく依存することとなり、今後

の政策実現に要する財源確保の方策は依然不透明なままであるかと思えます。新年度における地方交付税の一時的な増額は確かにございますが、政策転換が地方財政に与える影響については予測しがたい状態にあるかと存じます。

本町においては、公共事業の減少により島内経済の悪化が深刻化しており、新たな仕事づくりと雇用の確保などが喫緊の課題となっております。

さらには、医療の確保、航路・空路・陸路の公共交通の維持などにおいて、以前にも増して厳しい環境下でございます。

こうした状況にはございますが、決意を新たにして、総合振興計画に掲げております、「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまち」という基本目標の実現に向けまして、本年も様々な施策を展開し、職員一丸となって積極果敢に取り組んでまいり所存でございます。

また、新年早々、大相撲における隠岐の海関の活躍が町を活気づけてくれたかと思えます。更なる躍進を期待し、町民こそって応援していただきたいものであります。

それでは、平成 22 年度の町政運営につきまして、特に重点的な取り組みについてご説明申し上げ、本町がおかれております現下の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

はじめに、本町の財政状況と財政健全化に向けた取り組みについてであります。

政府の平成 22 年度予算編成基本方針の 1 つに、地域主権の確立に向けた制度改革があり、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要財源を確保するという方針に沿い、かつてない地方交付税総額の増額をみたところでございます。

さて、本町の財政状況でございますが、財政健全化法による財政指標の数値は、健全化基準の枠内に収まっておりますが、極めて高い水準を維持してありまして、急激に悪化してきた経済状況や人口の減少から、町税等の収入の伸びは見込めない、そういった現状に今なっております。

現在、町村合併による地方交付税の特例措置の加算交付により、一定の行政サービスが保たれているものの、この特例措置の加算交付が無くなってまいります。平成 27 年度以降は、財政状況が急激に悪化することも予測してまいり必要もあり、引き続き慎重な財政運営が求められているところであります。

こうした財政状況から、新年度の予算編成におきましては、行政的経費について一般財源ベースで 5%削減を掲げ、事業の年度間調整を行なった中期的な事業計画に基づきまして、

財政の健全化を目指しながらも、その一方で町の景気対策、活性化を視野に入れた事業を取り入れる予算編成にも心がけたところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は、前年度比較では 5.8%の増となり、投資的経費では、災害復旧事業が完了しましたので少し減額となりましたが、災害復旧事業費を除く普通建設事業関係では、18.1%の伸びを示すなど、限られた財源をフルに活用した積極的な予算編成となったかと存じます。

次に、行財政改革の取り組みについてであります。

行財政改革につきましては、本年度までの 5 年間の計画期間として行革大綱を定め、行政組織のスリム化、人件費の抑制や町税等の徴収率の向上、及び施設管理の民間委託等を推進してまいったところでございます。

これらの取り組みによりまして、行政運営の効率化や、限られた財源の有効活用によって町債残高の縮減を実現するなど一定の成果が得られましたものの、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しく、今後も行政サービスの向上や、あるいは行政運営、財政構造の改革に向けた行財政改革の取り組みを継続して行くことが正に求められているところであります。

こうしたことから、新に設置いたしました行財政改革推進審議会の答申を踏まえて策定を予定しております、第 2 次行革大綱に基づき、総合振興計画に掲げましたまちづくりビジョンを、より効率的に推進するとともに「自主・自立の町づくり」の実現に向けて、引き続き行財政改革に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、重要課題への取り組みについてご説明申し上げます。

まず、観光振興への取り組みについてであります。

長びく経済不況の中で、地域間格差是正につながる様々な施策、一部の高速道路料金の無料化など打ち出されようとしておりますが、依然として離島地域の観光は割高感を払拭できない状況にあるかと存じます。

「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を基本目標の 1 つに掲げる本町といたしましても、観光インフラ整備の取り組み、また、新商品の開発・販売によります、体験型観光等、積極的に取り組んでまいりましたが、観光客の入込み数は横ばい状況にあり、大変これも厳しい状況下にあります。

このような状況の打開策として、ジオパーク資源の活用、八尾川遊覧船運航、佐山牛突き場の改修、蓮華会舞演舞場の建設等、新たなアイテムを開発する中で本町の持ち味である人情味あふれるもてなし、きめ細かい情報提供によります全町民挙げて迎え入れる体制づくり

に努め、さらに観光客の一番の喜びとなる食の充実に向けた取り組みを行うよう、隠岐空港利用促進協議会ほか関係各機関に今、要請しているところでございます。

これら諸施策とともに、島根、鳥取両県の広域圏で設置された「山陰文化観光圏協議会」の中におきまして、松江・境港・隠岐で設置された3圏域の協議会事業を重点的に実施することとし、松江市、境港市との広域的な連携のもとに、観光客の来訪、一体的なイメージの形成と情報発信等を図り、隠岐を全国に積極的にアピールすることにより、交流人口の拡大と観光客の増加に努めてまいりたいと存じます。

次に、交通網の整備についてでございますが、引き続き隠岐航路の安定運航、航空機の利用促進、生活バス路線の整備に努めてまいります。

隠岐航路につきましては、安定的な運航確保をしてまいりますためには、運航業務を担う隠岐汽船株の再建が喫緊の課題でございますが、現下、概ね計画どおり取り組まれているところかと存じます。本町と致しましては、会社の再建にあわせまして、真に島民の皆様方の交通手段を守ることを最重要課題とし、高速船レインボーの後継船につき改めて検討してまいりますとともに、国当局に対しまして航路の国道並みの交付金の支援を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、生活バス路線の運行につきましては、本年度見直し作業を実施し、住民生活に必要なバス路線、地域の実情に即した運行サービスの体制について一定の方向が示され、あとは早急な実施が待たれるばかりであります。新年度におきましてはその許可申請はもとより、実施に向けた課題の整理、運行業者の選定等、最善の交通手段を目指し、その体制を整備してまいりたいと思います。

また、航空機利用促進の取り組みについてであります。JALの経営再建が叫ばれる中、出雲、大阪路線に加え5周年を迎えます夏季ジェット便の就航が既に決定されたことは大変喜ばしい限りです。

地方空港撤退の厳しい風の中、出雲路線、大阪路線の維持はもちろん、将来の羽田路線を視野に入れた利用促進を目指し、新商品の造成と更なる誘客活動に取り組んでまいりたいと存じます。

特に、夏季ジェット便につきましては、就航5周年の記念イベントの実施により主に首都圏、中部圏を中心に、島内の観光資源を活用したイン対策とジェットクーポン券の販売強化、各種団体へのアプローチなどアウト対策を重点に交流人口の拡大を図り、搭乗率80%をどうしても実現するように頑張りたいと思います。

次に、産業の振興と企業誘致、雇用、定住対策についてでございます。

産業の振興につきましては、本町の経済状況から第1次産業の振興が喫緊の課題となっており、基幹産業であります農林水産業の活性化は、観光を機軸とするまちづくりを進める上でも、極めて重要であるとおのうに考えているところでありまう。

また、本町のあらゆる地域資源や、これまで整備されてきました社会資本を糧として付加価値を高めた“ものづくり技術”を育成し、新たな産業を創出することが公共事業依存型の産業構造から脱却し、地域経済の自立につながるものと考えているところでありまう。

「食」の安全・安心を提供するしくみづくりや、食料の自給率向上など、地元で採れる農林水産物への関心が高まってきているところでありまう。昨年度から島根県と一緒に取り組んでおりまう、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」に基づきまうて、農山漁村が持続的に発展していくための施策に新年度も引き続き取り組んでまいりまう。

農林業では、新たな担い手の育成や組織化、農林業への企業参入に対する支援等を行なっていくと共に、農林産物の生産体制と供給体制の充実に取り組んでまいりまう。

水産業では、漁業就業者の確保・育成を図ってまいりまうと共に、種苗放流、栽培漁業など「つくり育てる漁業」の取り組みを推進し、観光・商工産業との連携強化のもと、新鮮な隠岐の魚貝類の提供や水産物需要の拡大を図り、隠岐の水産加工品のブランド化に取り組んでまいりたいと思ひまう。

企業誘致・雇用・定住対策につきましては、本町の持続可能な自立型社会を確立するために、里山・里海の豊富なバイオマス資源や恵まれた地域性を活かして、環境産業の振興に繋がる様々な次世代産業の創出にも取り組んでまいりたいと存じまう。

特に、本年度から林野庁の事業として布施地区で行ひまう、「木質バイオマスリグノフェノール」の実証プラント運転については、関係企業や研究機関との連携を更に強化し、ニュービジネスこれは石油代替え素材でありまうが、その商品化開発の促進に努めてまいりまう。

また、経済情勢の悪化によりまう雇用・失業者対策につきましては、国、県の補助制度を積極的に活用し、新年度約60名の雇用を確保するための雇用対策事業を進めてまいりまう。

次に、地域医療・福祉についてでございます。

医師不足は、全国に共通する深刻な問題となっておりますが、本町におきまうても、医師の招聘が困難な状況になっておりまう。

このようなかで、隠岐病院及び診療所の医師招聘につきましては、県及び隠岐広域連合と連携を図りながら医師の情報を収集し、医師招聘に更なる努力を傾注してまいりたいと存じ

ます。

また、県内の高等学校と連携して、引き続き関係大学や専門学校の地域推薦入学制度の活用に取り組み、地域医療を担う医師及び看護師等の人材育成を図ってまいります。

診療所の運営につきましては、厳しい経営状況は続いておりますが、高齢化が進む中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担うと共に、健康で安心して暮らすため、町立診療所としての体制を維持しながら運営していく考えでございます。

また、医療制度の改正により、医療保険者に生活習慣病に関する健康診査及び保健指導が義務付けされることとなってから2年が既に経過しました。医師・保健師・栄養士が一体となり、地域に密着した保健指導に取り組み、町民皆様方の健康の保持増進を図りたいと考えているところであります。

次に、新隠岐病院建設についてでございますが、建設費の財源確保に努め、本年夏ごろには本体工事に着手し、平成24年春の開院に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、地域福祉についてでございますが、地域福祉につきましては、「隠岐の島町地域福祉計画」に基づき、福祉事務所と包括支援センターを中心に、障がいのある方への自立支援をはじめ、高齢者への支援、子育て支援、母子及び寡婦への支援及び生活困窮者への支援など、地域の実態に即したきめ細やかな対応と隠岐の島町社会福祉協議会との連携による、総合的な地域福祉の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、安全・安心で快適なまちづくりについてであります。

町民の皆さん生命と財産を災害や犯罪から守り、安全・安心で快適な住民生活を確保するために、的確に行動できる危機管理体制の確立を図り、防災・防犯の施策推進に努めてまいりますとともに、地域における自主防災組織の育成・強化を図ってまいりたいと思います。

新型インフルエンザ対策につきましては、毒性の強いウィルス発生に備えた対策の確立に努めてまいります。

下水道の整備につきましては、平成16年度から整備を進めてまいりました公共下水道の供用が開始され、概ね順調に普及しているところでございます。

引き続き公共下水道、浄化槽設置事業を推進し、新たに、集落排水事業にも取り組み、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めてまいります。

次に、石油製品の安定供給体制の整備についてでございますが、一昨年発生した石油製品の混油事故によりまして、私たちは離島におけるエネルギー対策の重要性を再認識させられ

たところでございます。

その対策として、国、県をはじめ多くの関係機関、事業所のご支援とご理解をいただきながら、行政による油槽所の整備事業に取り組み、昨年末には油槽所施設の試験操業に漕ぎつけたところであります。

その隠岐島油槽所は、先ほど申しあげましたが、3月4日現地飯田埠頭によりまして竣功式を取り行わせていただきました。

新年度は石油製品の安定供給と石油製品の流通コストの軽減化を目指し、円滑なる施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に人材育成についてでございます。

ふるさと隠岐を愛し、誇りに思う「隠岐びと」の心を育て、本町が将来にわたりまして持続的に発展していくためには、教育、産業、福祉及び医療等々あらゆる分野で、多彩な人材育成を展開してまいることが求められているところでございます。

隠岐の自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさを再認識し、隠岐で生活することに喜びや誇りを感じ、本町の将来を託すべき人材を育成するため、家庭、学校、地域社会の連携のもとで学社融合の教育を推進し、青少年の健全育成に努めてまいります。

また、島内外の人材や情報を広く活用し、それぞれの分野において地域を担うリーダーの養成に努めてまいります。

次に、竹島領土権の確立への取り組みについてでございます。

平成17年3月に島根県が「竹島の日を定める条例」を制定いたしましたことにより、竹島問題についての国民世論は大きく喚起されたところではありますが、未だ国の対応は極めて不十分と言わざるを得ません。竹島領土権確立隠岐期成同盟会との連携を強化しながら、国における所管組織の設置などを強く国に働き掛けてまいります。

また本年は、「竹島の日」条例制定5周年を記念をいたしまして、本町におきまして竹島集会を開催し、町民の皆様方と共に取り組んでまいる機運を醸成してまいります。

町税等の徴収率の向上及び滞納対策につきましてでございますが、納税推進室の増員による体制強化にあわせ、拡充を行った徴税吏員の資質向上を図りながら引き続き全庁体制での徴収強化に取り組んでまいります。更に専門徴収員の配置や民間活用による徴収方法等、より有効な徴収方策の導入に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。

また、各税・料金の納付義務につきまして意識高揚を図ってまいりますとともに、滞納者に対しましては、法的処分を含む毅然とした対応によりまして、滞納額の抑止に努めてまい

りたいと存じます。

以上、重要課題として取り組む事業について申し上げます。

次に、平成 22 年度に取り組めます、主要な事業について、ご説明申し上げます。

はじめに、光ファイバー網整備事業につきましては、情報インフラの格差を解消するため、国の経済対策を受け、都会並みの高速インターネット通信網を整備するもので、平成 23 年 4 月の供用開始を目指し整備を進めてまいりたいと存じます。

次に、地上デジタル放送対応事業につきましては、平成 23 年 7 月にテレビのアナログ放送が終了いたしますことから、地上デジタル放送の視聴が困難な地区における、共聴施設の整備事業に取り組んでまいります。

次に、地域の活性化対策についてでございますが、私は町村合併以降、毎年各地域に出掛け「まちづくり懇談会」を開催し、町民の皆様方のご意見、ご要望等を聞いてまいりました。

その中で、各地域の皆様方から「何とか地域を元気にしたい」という声をお聞きいたしております。新年度におきましては、町単独の新たな交付金を活用しての地域活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、観光宣伝事業につきましては、5 周年を迎えます「隠岐の島ウルトラマラソン」、「隠岐・大阪夏季ジェット便就航」それぞれに記念イベントの開催をするとともに、11 年ぶりに本町で開催となります「全国闘牛サミット」など全国に向け発信し、更なる知名度のアップや交流人口の拡大を図り、観光振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、商工業の振興についてでございます。

公共事業の大幅な削減や観光入込客数の減少などにより本町の経済情勢、雇用情勢は厳しい状況が続き、地域における消費購買力も低迷し、多くの事業所の経営悪化が懸念されるところであります。

このような状況のなか、地域資源を活用した商品開発、販路開拓を目的とし、昨年発足しました隠岐スモールビジネス協議会を中心といたします、首都圏、関西圏での直接交渉等による販路の確保、売れるものづくりはまだ目標達成の半ばではありますが、一定の成果を上げつつあり、引き続き「隠岐ブランド」の確立に努めてまいりたいと存じます。

また、町内の景気拡大策といたしまして、隠岐の島町商工会の協力のもと町内事業所で利用できるプレミアム付き商品券を発行し、個人消費を促すことによりまして、地域経済の活性化を図る事業を新規に実施してまいります。

定住促進につきましては、本町において、昨年の 6 月から地元の IT 関連企業がコールセ

ンターの操業を開始したところでございます。学校や地域との連携をさらに密にしながら、島で暮らしたいと思っている若い世代の雇用確保に努めてまいります。

また、地域づくりを志向する学生サークルに、本町で取り組んでおります様々な情報を発信し、学生と地域住民とのふれあいによります、移住・交流事業を進めてまいります。

木質バイオマスの促進につきましては、昨年度に、初めて試みた木質チップ材の島外搬出の結果を十分検討し、引き続き、間伐材などの未利用資源を活用した木質チップ材の事業化を進めまいりたいと存じます。

また、島内における木質チップ材の受入施設として、小型バイオマス発電所の事業化を検討してまいりたいと思います。

起業活動の支援につきましては、新エネルギーの促進により、新たに環境産業を取り込もうとしておられる企業や第一次産業への異業種参入を試みている企業、また、地域力を活かして自主的な取り組みを行おうとしておられる団体・グループ等の育成に取り組むよう、強化してまいりたいと存じます。

農林水産業につきましては、農業・林業・水産業が一体となった取り組みや、新たな担い手の育成など、農山漁村が抱える課題に積極的に取り組んでまいります。

農業につきましては、「島の香り隠岐藻塩米」の商標登録を取得し、特別栽培米での生産拡大など、ブランド化への取り組みと販路拡大に努めてまいります。

「地産地消」の推進につきましては、食の安全・安心への取り組みや、生産作目のデータ化、及び集出荷体制の確立などへの取り組みを進め、学校給食への安定した食材提供ができるよう、更なる展開を図ってまいります。

また、米の貯蔵施設を建設し、地元で採れた米の島内での流通を確保し、町民の皆様方が安心して食べられるよう取り組んでまいりたいと思います。

新年度より補償制度の改正がございまして、特に米個別所得補償制度は未だにその全容が示されていませんが、本町におきましても一定程度の経済効果が期待されております。各農家に本制度を活用していただきまして、農地の有効利用に繋げてまいりますとともに耕作放棄地の解消等にも努めてまいりたいと存じます。

農村環境の整備事業では、「農地・水・環境保全向上対策事業」及び「中山間総合整備事業」を活用し、引き続き農村地域の保全に努めてまいります。

林業につきましては、木材生産の効率化とコスト低減を図ってまいりますために、高性能林業機械の導入や森林資源の生産団地化の促進などに取り組み、間伐材の有効利用拡大を図

るため、引き続き島外移出の促進に努めてまいります。また、「原木しいたけ」のブランド化への取り組みを強化し、販路の拡大等に努めてまいりたいと存じます。

次に、畜産業につきましては、繁殖雌牛の増頭や畜産経営の低コスト化に取り組むと共に、当面 400 頭を目標に、新に五箇地区の町有林を活用しまして 24 ヘクタールの牧野の造成や、既存の牧野整備などにも取り組んでまいりたいと存じます。

農林業の担い手育成につきましては、「島後地域担い手育成総合支援協議会」との連携のもとに、地域農業の担い手として、新規就農者の育成と農業生産法人や集落営農組織の設立など、施設整備や就農支援への取り組みを推進してまいります。

水産業では、新規自営漁業者定着支援事業に取り組み、漁業への定着を支援してまいります。すための資金の貸し付けを行いまして、漁業担い手の確保・育成に努めてまいります。

また、離島漁業再生支援事業の一環として水産資源の維持・増殖に努め、「アカモク」などが商品化され一定の成果を収めているところでありますが、新年度は水産資源の有効利用を促進し、販路の開拓と拡大を図るとともに、更なる加工品の開発に努め、合わせて漁獲物の価格向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

水産基盤の整備につきましては、引き続き大久地区の環境整備事業及び蛸木漁港の基盤整備を進めてまいります。

次に、保健事業についてでございますが、平成 18 年に策定いたしました「健康おきのしま 21」10 ヶ年計画の中間年にあたることから前期 5 年間の評価を行い、後期 5 年間の新たな目標を設定し、取り組むことといたしております。

また、母子保健につきましては、引き続き産婦人科医師の招聘に努め、妊婦さんはもちろん、そのご家族にとっても切実な願いでございます本町での出産が、一日でも早く可能になるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。それまでの間は、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、妊婦健康診査に必要な経費、並びに本土での出産に係ります経費を助成してまいりたいと存じます。

次に、地域福祉についてでございますが、まず、障がいのある方への自立支援につきましては、地域活動支援センターとの連携によりまして、福祉サービスの利用援助と提供を行い、障がいのあります方への自立と社会参加の促進に取り組んでまいります。

高齢者の支援につきましては、引き続き配食サービス事業やサロン事業に取り組み、自立生活の支援、要介護状態への回避、健康増進のための食生活の支援、独居高齢者の安否確認等に努めてまいりたいと存じます。

また、地区組織との連携により、地域における介護予防活動の支援を行なってまいります。

更に、自宅生活が困難となられました高齢者に対し養護老人ホームへの入所措置や、高齢者世帯の安心安全施策として、引き続き緊急通報装置設置事業を実施してまいりたいと思います。

子育て支援につきましては、子育てにやさしいまちづくりを目指し、誰もが安心して子どもを産み・育て、仕事と家庭の両立が出来るように取り組んでまいります。特に本年度より実施いたしております保育料の軽減の継続とともに、新年度より創設されます、「子ども手当」の支給及び児童扶養手当の支給対象の拡大による父子家庭への支給など、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、近年、児童相談件数が増加傾向にありますことから、関係機関と緊密な連携の下、児童虐待防止のため更なる見守り支援や緊急の場合の母子保護の早期の対応が出来ますよう取り組んでまいりたいと存じます。

母子及び寡婦への支援につきましては、母子・寡婦の自立を促進してまいりますため、母子自立支援員による相談事業を実施し、自立に向けた指導・助言・情報提供を行ってまいりますとともに、「母子・寡婦福祉資金貸付制度」の活用を促進するなど生活の支援をしてまいりたいと思います。

生活困窮者への支援は、その困窮の状態に応じまして必要な保護を行い、一定の生活を保障するとともに、その自立に向け取り組んでまいります。

次に、道路網の整備についてでございますが、新年度から隠岐病院へのアクセス道路として重要な中町中条線の改良事業に取り組んでまいります。

県事業関係では、国道 485 号の郡バイパス、県道西郷都万郡線の大津久工区の早期完了と、西郷布施線大久工区の新年度着工、及国道 485 号の中村工区、西郷都万郡線都万工区の早期着工、中村津戸港線都万工区の事業推進に取り組んでまいりたいと思います。

河川関係では、八尾川河川改修事業の上流部の事業促進を図り、早期完成に取り組んでまいりたいと思います。

町民の皆様方が安全・安心に暮らしていただくためには、急傾斜地崩壊対策事業をはじめ砂防施設整備が急がれますので、整備促進に取り組んでまいりたいと存じます。

公営住宅整備関係では、宮城ヶ丘団地改修事業、宮ノ前団地建設事業など老朽化いたしております公営住宅の改修、建て替えを行い住環境の整備に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、下水道の整備についてでございますが、供用地区の拡大から、接続に向けての更な

る普及啓発に努め、管路布設工事を引き続き実施し、また、新たに大久地区での集落排水事業にも取り組んでまいりたいと存じます。

また、平成 23 年度から予定いたしています公共下水道事業の第 2 期の実施計画につきましては、財政状況や地域の実情に即した整備手法の選択等の両面を精査し決定してまいりたいと思います。昨日は平成 23 年度から始まります計画策定に関しまして、地元説明会も開催をさせていただいたところであります。

個別処理で行う浄化槽の整備につきましては、市町村設置型浄化槽事業の実施に併せ、個人設置の浄化槽事業にも助成をしてまいります。

ごみ処理事業につきましては、私たちが身近にできる行動として、本年度策定をいたしました、「ノーレジ袋デー・マイバッグ持参運動」を継続して実施し、町民の皆様幅広く取り組んでいただけるよう普及啓発活動に努めてまいりますとともに、資源循環型社会の形成に向けて、いっそうの意識の高揚と、リデュース、リユース、リサイクルの 3R を推進することによりまして、現在、国が挙げて取り組んでいます、脱温暖化社会の形成に努めてまいりたいと思います。

また、清掃センターをはじめとしたごみ・し尿処理施設につきましては、長寿命化計画や、基幹改良といった国の補助制度を活用することによりまして、計画的に修理や機器の更新を実施し、安全・安心な環境施設として、引き続き町民の皆様方に利用していただけるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、学校教育につきましては、学力調査の結果を踏まえ、学校、教育事務所と連携し「学力向上対策プロジェクト」を組織いたしまして、児童・生徒の基礎学力の向上と生活習慣の改善を図るとともに、派遣指導主事を配置し、教師の授業力の向上や学習指導の改善に努めてまいり所存であります。

また、学校図書の実と読書活動の推進を図ってまいります。

教育相談支援事業につきましては、教育支援センター「スマイル」を核として、心に悩みを持つそういった児童・生徒にきめ細やかな支援を行うほか、発達障がいなどの特別な支援を要する児童・生徒に対しまして、学校、教育事務所、児童相談所などと連携しながら支援してまいりたいと存じます。

ふるさと教育の推進につきましては、ふるさとに誇りを持つ児童・生徒を育成するため、ボランティア体験、自然体験及び職場体験などを実施してまいりたいと存じます。

学校施設の整備につきましては、五箇小学校の耐震改修事業や今年度新たに西郷中学校の

耐震診断及び補強計画の事業に取り組んでまいります。

青少年健全育成につきましては、「教育力の向上」、「学校、家庭、地域の連携協力関係の構築」、「学校への支援」及び「家庭教育への支援」が求められております。引き続き、人づくりのための「地域力醸成」、学校支援のための「ふるさと教育」及び「学校支援地域本部事業」、また、家庭教育支援充実のための「放課後子ども教室」など、公民館との連携を図りながら推進をしてまいります。

また、公民館の組織の見直しにつきましては、町民の皆様方の声を大切にしながら地域の学習拠点といたしまして役割が十分に発揮できるような体制づくりに向けて、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

図書館におきましては、貸出しシステムのネットワークを有効に活用するとともに、DVDなどの視聴覚資料をはじめ、蔵書や郷土資料の整備充実を図ってまいります。

社会体育につきましては、町民の皆様が主体となりまして運営できる隠岐の島町総合型地域スポーツクラブ「隠岐レインボークラブ」を設立し、健康で活気に満ちた地域づくりにも推進してまいりたいと思います。

また、世界ジオパークの登録認定に向けて、ツアーガイド養成事業や指定文化財説明板の設置等、条件整備を図りますと共に隠岐独自の地質遺産、自然の生態系及び歴史文化などを活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

以上、長々と申し上げましたが、平成 22 年度の町政運営の基本的な考え方、及び主要事業などにつきましてご説明を申しあげました。引き続き議員各位をはじめ、町民の皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げ、私の所信表明に代えさせていただきます。

**議長（米澤 壽重）**

以上で所信表明を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時45分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

## **日 程 第 6、町長提出議案上程**

「町長提出議案の上程」を行ないます。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第4号「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」から、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」まで

の49件を一括して議題とします。

## 日 程 第 7、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました49件の議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

最初に、議第4号の「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正額は、2億2,640万7千円を追加し、補正後の予算総額を164億6,461万7千円とするものでございます。

補正の主な内容は、新規事業できめ細やかな臨時交付金事業、バイオマス事業実証調査事業、新型インフルエンザ対策事業のエアータント購入費及び子ども手当システム導入費などの予算を増額計上いたしております。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、交付額の増によりまして、増額計上いたしました。

その他では、隠岐広域連合の負担金として、隠岐病院、介護保険分及びレインボープラザ指定管理料分、隠岐汽船㈱への増資、私立保育所運営費の入所児童数の増、松くい虫防除の委託料及び箕浦漁業集落環境整備事業の集落道整備に係る増額補正をするものであります。

きめ細やかな臨時交付金事業につきましては、国の第2次補正予算によります交付金を財源としまして、老朽化によります、清掃センター、クリーンセンター、リサイクルセンターの大規模な修繕、水道施設長寿命化事業、橋梁の修繕、西田農道の防犯灯設置工事、自動車練習場路面改良などでございまして、中小企業を中心に地域経済活性化への効果を期待するものでございます。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、300万円余りが追加交付されることとなりましたので、地域から要望のありました通学路等の防犯灯設置、側溝の修繕及び西郷小学校の校内放送設備の改修などの環境改善を行うものでございます。

これらのほか、各事業における決算見込みにおける精査など、各費目におきまして財源の調整と、不用額については減額補正をするものでございます。

財源につきましては、各費目における国・県の補助金及び町債などの調整を行い、地方交

付税の交付決定額の留保財源を計上いたしましたことから、一般財源で約1億6千万円余りが不用額として捻出されましたので、予定していました基金の繰入金を減額し3千万余りを基金積立する補正予算となっております。

「繰越明許費」の補正は、地域情報通信基盤整備推進事業費や今回の補正で計上いたしております、国の第2次補正予算で創設されました、「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」を財源といたします、自動車練習場改良事業費などにおいて、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、総額で18億4,979万円余りを計上いたしております。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして「地方債の補正」をいたします。

次に、議第5号の「平成21年度隠岐の島町国民健康保険事勘定特別会計補正予算(第3号)」についてであります。歳入歳出予算の補正は1,529万9千円の減額でありまして、補正後の予算総額を19億457万2千円とするものでございます。

補正の主な内容は、実績見込みにより保険給付費を増額し、国保連合会への納付額決定による、介護納付金、共同事業拠出金などを減額するものでございます。

これらの財源につきましては、一般会計からの繰入金と繰越金を増額し、国庫支出金、交付金及び基金繰入金を減額するものでございます。

次に、議第6号の「平成21年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第2号)」についてであります。歳入歳出予算の補正は390万1千円の減額でありまして、補正後の予算総額を7,932万7千円とするものでございます。

補正の主な内容は、派遣医師の退職金の負担金を増額し、不用の見込みとなりました医師等派遣負担金や衛生材料費などを減額するものであります。

これらの財源につきましては、実績見込みにより診療収入を減額し、一般会計からの繰入金や繰越金を増額して充当するものであります。

次に、議第7号の「平成21年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五診療所)特別会計補正予算(第2号)」についてであります。歳入歳出予算の補正は、10万9千円の減額でございます。補正後の予算額を1億7,991万5千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歯科医師の退職金や賃金の不足分等を増額し、医業費の使用料及び賃借料及び医薬品購入費等の不用額を減額補正するものであります。

この財源につきましては、診療収入、事業勘定繰入金を減額し、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び医師派遣料を増額してこれに充てるものであります。

次に、議第8号の「平成21年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会

計補正予算（第2号）」についてでございますが、まず、歳入歳出予算の補正額は、802万8千円の減額でありまして、補正後の予算額を1億7,505万7千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歯科医師退職による賃金や共済費の減額と、歯科技工委託料の不用額を減額するものでございます。また、患者輸送車購入による、備品購入費、これも不要額を減額するものであります。

この財源につきましては、診療収入、事業勘定繰入金及び町債を減額し、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額して充当するものであります。

次に、議第9号の「平成21年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、323万2千円の減額でございます。補正後の予算額を3億1,898万1千円とするものでございます。

補正の主な内容は、施設管理費、地域活性化・経済対策臨時交付金事業費、久見簡易水道改良事業費の確定による減額、災害復旧費の全体事業費が概ね決定したことによる減額でございます。

これらの財源につきましては、平成19年度で被災した施設の町村会建物共済給付金を計上し、水道使用料・国庫補助金・一般会計繰入金をそれぞれ実績によりまして減額するものでございます。

「繰越明許費の補正」は、那久地区の浜橋配水管改良工事を翌年度に繰り越しいたしまして実施する必要が生じたものでございます。

次に、議第10号の「平成21年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の総額を、2,002万6千円減額し、補正後の予算額を13億9,419万7千円とするものであります。

補正の主な内容は、公共下水道施設管理費及び市町村設置浄化槽施設整備事業費、公共下水道事業利子償還金を実績見込みから減額し、下水道施設災害復旧費を橋梁事業との事業間調整から減額するものであります。また、地域活性化・きめ細やかな交付金事業を活用し、施設の修繕を行なっている、集落排水施設管理費を増額するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものであります。

「繰越明許費の補正」は、公共下水道施設整備事業の管路布設事業、これは月無工区であります。及び下水道施設災害復旧事業（那久漁港災害関連集落排水施設復旧工事）の一部につ

いて、また、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を活用している、下水道施設長寿命化対策事業を翌年度に繰り越しをいたしまして実施する必要が生じたものであります。

次に、議第 11 号の「平成 21 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 20 万円を減額し、補正後の予算額を、2,229 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、運営経費を減額するものであります。

この財源につきましては、利用者の減少に伴う訪問看護事業収入を減額をし、前年度繰越金及び一般会計からの繰入金を増額し、充当するものでございます。

次に、議第 12 号の「平成 21 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正は 1,217 万 7 千円の増額でありまして、補正後の予算総額を 2,229 万 5 千円とするものであります。

補正の内容は、平成 20 年度分の医療給付費に係ります国庫負担金の精算による償還金を増額するものであります。

この財源につきましては、繰越金を増額して充当いたすものであります。

次に、議第 13 号の「平成 21 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）補正予算」についてでございますが、歳入歳出予算の補正は 253 万 2 千円の減額でございます。補正後の予算総額を 3,614 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、中村診療所への負担金や医薬品の購入費を減額するものであります。

歳入につきましては、実績見込から診療収入や一般会計からの繰入金などを減額し、県からの補助金及び繰越金を増額するものでございます。

次に、議第 14 号の「平成 21 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正は、19 万 1 千円の増額でありまして、補正後の予算額を 1,210 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、県補助金の確定によります償還金を増額し、消耗品費等を減額、医業費の医薬材料費の不用額を減額させてもらうものであります。

この財源につきましては、診療収入、県補助金を減額し、一般会計繰入金、前年度繰越金を増額して充当するものであります。

次に、議第 15 号の「平成 21 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正は 230 万 3 千円の増額でありまして、補

正後の予算総額を3億4,032万1千円とするものであります。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料負担金及び療養給付費負担金をそれぞれ増額するものでございます。

この財源につきましては、一般会計からの繰入金及び繰越金を増額して充当するものであります。

次に、議第16号の「平成21年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

第2条におきまして、収益的支出の補正予定額を定めるものであり、水道事業費用を61万3千円増額し、補正後の予定額の総額を3億350万5千円とするものであります。

補正の内容は、人件費の増額補正であります。

この財源につきましては、国の第2次補正によります、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を上水事業も実施いたしますことから、一般会計からの補助金として資本的収入を3,500万円計上するものであります。

次に、議第17号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当いたしますため、中辺地、中条辺地、東郷辺地、磯辺地、西郷辺地、布施辺地、五箇辺地及び都万辺地、この8辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第5項の規定によりまして議決を求めるものであります。

事業は、先ほど申しあげました8辺地における、地域情報通信基盤整備推進事業、いわゆる光ファイバー網の整備と都万辺地の町道那久11号線橋梁建設事業の計9件でございます。

次に、議第18号の「辺地に係る総合整備計画の策定について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当してまいりますため、平成22年度から平成26年度の間、布施辺地、五箇辺地、都万辺地に係ります総合整備計画を策定しましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第5項の規定により議決を求めるものでございます。

事業は、次のとおりとなっています。

布施辺地は、北小学校スクールバス整備事業、消防機械器具整備事業外2件、五箇辺地は、林道一の坂大時線開設事業、五箇中学校スクールバス整備事業外5件、都万辺地は、林道佐山歌木・歌木西線舗装事業、都万中学校スクールバス整備事業外4件であります。

議第 19 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」につきましては、本年 4 月に行革推進室及び技術管理室を廃止することとし、所管していた事務を総務課、企画財政課それぞれに追加するなど、行政組織を見直しするものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

布施地区でございます、蓬莱苑の居住部門に係る光熱水費等が現利用料金では賄えず経営が不安定となっていることから、その利用料金を値上げすることにより財源を確保し、居住部門の経営の安定を図るための条例改正でございます。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。公営住宅建替事業において整備しております、下西地区宮ノ前団地において、建替事業の進捗に合わせて、老朽化した住宅 9 戸を廃止し、新たに完成した 8 戸の住宅を加えるため、改正させていただくものであります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、現在整備を進めております蛸木牧野が、本年度内に完成致しますので、公共牧野として追加させていただくものであります。

次に、議第 23 号の「隠岐の島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、行政財産本来の用途及び目的を妨げない限度において、例外的に行政財産の私権の設定及び私人の使用を認めることとなりましたので、その準用規定について定めるものでございます。

次に、議第 24 号の「隠岐島油槽所整備基金条例」についてでございますが、これは島内の石油製品の安定供給と住民生活の向上を図るため本年度整備いたしました、隠岐島油槽所施設の将来の整備、大修繕及び管理に要します経費に充てるため、石油元売会社からの寄託料収入の一部を基金として管理・運用するための条例を制定するものでございます。

次に、議第 25 号の「隠岐の島町企業立地支援センター設置及び管理条例」についてご説明申し上げます。この条例は、本町の産業振興と雇用の促進を図ることを目的として設置する、施設の設置及び管理について定めるものでございます。

この施設は、町内に本店の所在地を置き、新たに創業する企業を支援するために、岬町地内の旧空港ターミナルビルを改修して設置するものであり、センターの使用にあたりましては、隠岐の島町企業立地奨励条例に基づき、企業の立地が認定された者を対象として許可するものでございます。

次に、議第 26 号の「隠岐の島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について」及び議第 27 号の「字の区域変更について」につきましては、平成元年に埋立が完了しておりました岬町地内の公有水面埋立地について、その後漁港岸壁として利用しておりましたが、事務手続きの遅れにより今日まで埋立地の確認が出来ておりませんでしたので、このたび土地の確認と字区域の変更をさせていただくものであります。

次に、議第 28 号の「町道路線の認定及び変更について」であります。新たに認定いたします路線の都万 196 号線、都万 197 号線及び都万 198 号線の 3 路線は、県道のバイパス完成に先立ちまして、現県道を町道に移管するものでございます。

次に変更する路線でございますが、西郷 8 号線は隠岐病院建設に伴い、中条 61 号線は八尾川河川改修事業に伴い、それぞれ事業用地となりますことからその一部を廃止するものでございます。

次に、議第 29 号及び議第 30 号の 2 議案につきましては、「指定管理者の指定について」の議案でございます。

本町が設置しております公の施設の管理運営を、指定管理者に行なわせることとし、それぞれの施設の指定管理者の候補者を選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議第 29 号の「隠岐島文化会館」、議第 30 号の「布施地区漁業振興施設」につきましては、それぞれ、現在の指定管理者である当該団体が適正な管理が見込めますことから候補者として選定いたしております。

選定理由につきましては、配付いたしました資料に掲載いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

次に、議第 31 号の「工事請負変更契約の締結について〔蛸木地区牧野管理道(1 工区)工事〕」でございますが、蛸木集落から県道までを蛸木牧野の管理道として新設するものであります。工事内容において当初土砂の掘削を予定しておりましたが、一部岩盤掘削の必要が生じたことなど、工事内容及び契約金額を変更する必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結につきまして、議決を求めるものでございます。

次に、議第 32 号の「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港防波堤工事〕」についてでございますが、平成 22 年 3 月 19 日までの工期で工事を進めてきましたが、1 月以降の冬季風浪により海上作業が遅れ、工事期間の延長をする必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 33 号の「工事請負契約の締結について〔コミュニティ・アイランド施設テニスコート増設(2期)工事〕」についてご説明申し上げます。本工事は1期工事におきましてコート面施工が完了した後に舗装工事の施工となりますが、現在施工中であります1期工事において、コート腰壁、これはコンクリート構造物でございますが、これの施工の際に、湧水箇所が確認され、これを湧水対策工法に変更いたしました。また、併せて同じコート面で軟弱地盤が確認され、これにつきましても地盤改良を行う必要が生じたために、工法変更いたしております。これらの事によりその後の工程に不測の日数を要し、工事期間の延長をする必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 34 号の「工事請負変更契約の締結について〔西郷9号線道路改良工事〕」についてでございますが、基礎杭の施工にあたりまして打設工法の変更が必要となりました。

当初計画では、発生土で埋め戻しを行う計画としていましたが、土質が悪く埋め戻し材として使用できないため購入土により埋戻工を行う必要が生じたため、並びに、病院側の土質が軟弱で掘削時に崩壊の恐れがあったため鋼矢板により土留めを行うことが必要となったためなど、工事内容及び契約金額を変更する必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について、議決を求めるものでございます。

次に議第 35 号の「工事請負変更契約の締結について〔浜橋橋梁架替工事〕」についてであります。基礎杭の施工にあたりまして支持力を確認するため調査ボーリングを実施する必要が生じ、又、工事用仮設道路の撤去に伴う残土処分方法の変更や、取り付け護岸を現場擦りつけの都合上追加して施工する必要が生じたなど、工事内容を変更する必要が生じたこと。出水期に河川内へ工事用道路の盛土の許可が得られなかったため、工事着手が遅れ工期内の完了が困難となりまして工事期間を延長する必要が生じた。そこで、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 36 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(3号幹線その2)工事〕」でございますが、当初、仮舗装にかかる工事費を国道の舗装復旧工事において、計上いたしておりましたが、国道管理者との再協議で一部の施工を取り止めることとなりました。工事費が減額となりますことから、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

続きまして、議第 37 号から議第 51 号までの議案は、一般会計並びに特別会計の平成 22 年度の当初予算についてでございます。

まず、議第 37 号の「平成 22 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、『隠岐の島町行財政改革大綱』に沿って、あらゆる改革、事務事業の見直しを 5 年目となる平成 21 年度末を目標として取り組んでまいったところであります。

この間、本町の財政状況は、国全体の経済状況の低迷に伴いまして、国・県の歳出抑制の影響を受けるとともに、町内の経済状況も急激に悪化し、加えて人口減少の影響もあり、町税等の収入の伸びは見込めない、そういった状況となってまいりました。

平成 20 年度、21 年度は、国による地域活性化対策といたしまして、「緊急安心実現総合対策交付金」、「生活対策臨時交付金」、「公共投資臨時交付金」、「経済危機対策臨時交付金」、更には、本定例会で補正予算の財源として提案させていただいております、「きめ細やかな臨時交付金」などが創設され、地方にとりましては、一定の効果が上がっていると思うところであります。

しかしながら、国においても厳しい財政状況の中での事業でございますので、当然ながら、これが今後も続くものではないと考えられるところでございます。

また、新年度におきまして、臨時財政対策債を含めました実質的な地方交付税が前年以上の額に確保できる見通しとなっておりますが、これも先々は約束されたものではないと考えているところであります。

ご承知のとおり、現在の制度では町村合併から 10 年を過ぎますと、地方交付税も 5 年間で徐々に一本算定、つまり、特例の加算交付がなくなりますので 10 億円、15 億円ともいわれおりますが交付税が減額となる見込みであります。

当然ながら、その時には人件費や公債費などの支出も減額していると思いますが、それでも大きな額が減額となりますので、少し先のことはありますが、平成 27 年度以降においても現在の行政サービスをできるだけ維持するためには、今からその備えとして基金を積み立てておく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、新年度の予算編成に当たりましては、事業の選択と集中を基本に、事業計画に沿った真に必要な事業を見極め、また、一方では町の景気対策、活性化を視野に入れました事業を取り入れる予算編成に心がけたところであります。

当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ 142 億 3,500 万円で、前年比 5.8% 増の予算となっており、もちろん案の段階ではございますが、積極的な予算となったところであります。

まず、歳出予算の概要でございますが、職員等の総人件費につきましては、先ほど説明いたしましたように将来の財政状況を考えたとき、まだ削減の協力を職員にお願いしなければ

ならないと考えておりますが、予算編成時点では了解が得られておりませんことから、削減なしの予算計上となっております。

総務費におきましては、隠岐島油槽所の指定管理料などの維持管理経費や町独自の集落・地域活性化を図るための交付金を新たに予算計上したことにより増額予算となっております。

民生費では、子ども手当の新設及び清松園のスプリンクラー設置工事などにより増額計上となり、衛生費におきましては、新隠岐病院の建設工事に係ります隠岐広域連合への負担金が増額となっております。病院本体工事は本年 8 月～9 月頃から取りかかり、平成 23 年 12 月竣工の予定となっております。

商工費では、新たにプレミアム付き商品券の発行事業の予算を計上いたしております。

土木費におきましても、道路新設改良費の予算の増額、昨年に引き続き宮の前団地建設事業及び宮城ヶ丘団地改修事業など積極的に予算配分をしているところでございます。

教育費では、五箇小学校の耐震改修事業や西郷中学校の耐震改修事業の設計委託費などの予算を計上しており、大幅な増額となっております。また、学校再編により、3 月で閉校となります各学校の跡利用につきましては、各地区で協議されました報告書をもとに、役場内で現在協議中でございますので、各地区とも調整を図りながらできるだけ早く結論を出したいと考えております。その跡利用に係る改修等の費用につきましては、補正予算で計上したいと考えております。

一方、農林水産業費におきましては、新規に低温倉庫を備えた米貯蔵施設建設事業を計上いたしました。が、布施の特定分収造林事業（償還金）の減額、箕浦漁業集落環境整備事業及び油井漁港整備事業の完了などにより減額予算となっております。

そのほか、公債費は、平成 21 年度当初予算において繰上償還を計上してございましたことや、過去の繰上償還の影響から、減額予算となっております。

次に、歳入予算の概要でございますが、町税につきましては、景気低迷が以前続くと思われる、前年度比で 0.1%の減額となる予算を計上いたしたところであります。

地方交付税につきましては、地方が自由に使える財源を増やし、地方公共団体が地方のニーズに適切に応えられるようにするために、地方財政計画上は新設の地域活性化・雇用等臨時特例費などを別枠で加算する地方に配慮いたしました交付税制度によって、国全体で前年度比 6.8%の増額となっているところですが、本町では、臨時財政対策債への大幅な振替が見込まれますことから、普通交付税は、当初予算の比較では 2 億 2,000 万円を減額した 66 億 3,000 万円を計上しているところであります。

特別交付税に関しましては、最近の実績等を勘案し1億円の増額を見込み6億5,000万円を計上しているところでございます。

また、実質的には交付税の代替財源とされている臨時財政対策債は前年度比で51.5%増となります7億円を見込んでおりました。これら臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、国全体で前年度比17.3%の増額となっておりますが、本町では1.5%の増額を見込んでいるところであります。

使用料及び手数料は、隠岐島油槽所の石油備蓄タンク使用料などの収入を新たに増額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、子ども手当や五箇小学校耐震改修事業などにより大幅な増額予算を計上いたしております。

財産収入では、旧杉の子学園の土地売却収入を見込んでおまして、増額予算となったものでございます。

繰入金につきましては、他会計からの繰入金だけであり、行財政改革の効果や公債費の減及び昨年度からの地域活性化の各種臨時交付金を財源に事業計画の前倒し実施などによりまして、基金の取り崩しが無かったため、大幅な減額予算となったものであります。

諸収入につきましては、商品券発行事業に係ります収入金を新たに予算計上いたしております。

町債につきましては、臨時財政対策債を除きます公共事業費の財源となります町債につきまして、増額して計上するところであります。

次に、「債務負担行為」では、隠岐の島町土地開発公社が田部谷宅地の分譲事業におきます資金貸付を受けることについて、損失が生じた場合の債務負担行為を行うものであります。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を19億9,135万円とするものであります。そのほか、一時借入金の借入れの最高額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案させてもらうものであります。

次に、議第38号の「平成22年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億5,955万4千円といたしました。

予算総額は、前年度比で約1.4%の減となっております。この要因は、後期高齢者支援金が、過去の実績による試算が可能となり、減額となったのが主なものであります。

歳出予算の主なものは、人件費などの一般管理費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納

付金、共同事業拠出金、保健事業費、及び直営診療施設勘定への繰入金などを計上いたしました。

歳入予算では、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、及び繰入金などを見込み計上いたしております。

次に、議第 39 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8,676 万 1 千円といたしました。予算総額は、前年度比で約 3.9%の増となっております。この要因でございますが、人件費及び医療機器整備による増が主なものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員等の人件費のほか、施設管理費、医療用機械器具費、医薬品衛生材料費及び医療機器整備費などです。

歳入予算では、一般財源として診療収入などを、又、特定財源として繰入金、使用料及び手数料、諸収入などを見込計上いたしております。

次に、議第 40 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 6,366 万 6 千円といたしました。予算総額は前年度比で約 8%の減となっております。この要因といたしましては、公債費の減が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、及び公債費などでございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として使用料及び手数料、繰入金及び諸収入等を見込み計上をいたしております。

次に、議第 41 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 6,216 万 7 千円といたしました。予算総額は前年度比で約 11.5%の減でございます。この要因は、歯科医師 1 名による診療体制の変更及び医薬材料費の減が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等です。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等、特定財源といたしまして使用料及び手数料、繰入金及び諸収入等を見込み計上いたしております。

次に、議第 42 号の「平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 3,118 万円といたしました。

予算総額は、前年度比で 79.4%の増額でございます。

この要因は、五箇中央簡易水道第 1 水源枯渇に係る補償事業及び久見簡易水道改良事業等によるものであります。

歳出予算の主なものは、22ヶ所の施設について、安定した給水を確保するための維持管理に要する経費及び起債償還金、ならびに施設改良に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

施設改良につきましては、国道 485 号線山光久見トンネル工事によりまして、五箇中央簡易水道第 1 水源枯渇に係ります補償事業、久見簡易水道改良事業、飯美簡易水道改良事業及び道路改良等に伴います水道管移転工事を実施するものであります。

歳入予算の主なものは、給水料金、国庫補助金、繰入金、諸収入、町債等を見込み計上をいたしております。

次に、議 43 号の「平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 7 億 4,771 万 8 千円といたしました。

予算総額は、公共下水道施設整備の第 1 期計画での西郷終末処理場の完成によりまして、前年度と比較しますと 47%の減額でございます。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設をはじめ、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等、16 の集合処理施設と個別処理施設でございます浄化槽の維持管理に要する経費でございます。

事業費関係では、下西地区などの管路布設工事を行うほか、新たに大久地区漁業集落排水施設整備の管路詳細設計を行います。

公債費は、施設整備に伴う償還金であります。

歳入予算では、下水道使用料、受益者分担金、国・県補助金、一般会計からの繰入金及び町債等を見込み計上をいたしております。

次に、議第 44 号の「平成 22 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

予算総額は、前年度比で 17.2%、321 万 9 千円の減額となります 1,548 万 5 千円の予算となったところでございます。

これは、立体駐車場 167 台分と、東側駐車場の 27 台分を合わせた 194 台分を昨年同様に島後交通安全協会に委託をいたしまして運営するものでありますが、東側駐車場につきましては、西郷港の岸壁工事の関係がございまして 7 月まで使用できませんので、その間の収入及び指定管理料などが減額されたものであります。

次に、議第 45 号の「平成 22 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を 2,344 万 6 千円といたしました。

予算の総額は、前年度と比較いたしますと約 5.8%の増となっておりますが、この要因は、職員給与の増額が主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費でございます。

歳入予算では、訪問看護に係る事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上いたしましたものであります。

次に、議第 46 号の「平成 22 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 104 万 1 千円といたしました。予算総額は、前年度比で約 53.6%の減でございます。医療制度改正による残務処理をするための予算でございます。

歳出予算の主なものは、医療諸費の清算に係る医療給付費及び審査支払手数料などでございます。

歳入予算では、支払基金交付金、及び国・県支出金などを見込み計上いたしましたものでございます。

次に、議第 47 号の「平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,706 万 2 千円といたしました。予算総額は、前年度比で約 4.2%の減となっております。この要因といたしましては、医薬材料費の減がその主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の中村診療所への人件費負担金、施設運営費、医療用機械器具費及び医薬品衛生材料費などでありま。

歳入予算では、一般財源として診療収入などを、特定財源といたしましては県支出金、繰入金などを見込み計上いたしました。

次に、議第 48 号の「平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」につ

いてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,193万4千円といたしました。予算総額は、前年度とほぼ同額でございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費、及び医薬材料費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源といたしまして県支出金及び繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第49号の「平成22年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、前年度と同額の、それぞれ25万2千円といたしました。

歳出予算の主なものは、管理会費、一般管理費、及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料などを見込み計上いたしております。

次に、議第50号の「平成22年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,365万7千円といたしました。

予算総額は、前年度比で約2.0%の増となっております。この要因は、医療費の増加によります療養給付費負担金の増であります。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費負担金等の納付金、健康診査事業にかかります手数料などであります。

歳入予算では、保険料、保健審査事業補助金、及び一般会計からの繰入金などを見込み計上いたしております。

次に議第51号の「平成22年度隠岐の島町上水道事業会計予算」について説明を申し上げます。

第2条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第3条では、経営活動に伴う取引により、発生が予定されるすべての収益2億9,526万1千円と、それに対応する費用3億12万2千円を計上いたしております。

第4条では、安定した給水サービスを提供・維持するため、設備拡充等の改良費用、及び現有施設の建設に要しました企業債元金償還金の支出予定額2億2,797万2千円を計上いたしております。

第5条は、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしております。

第6条は、一時借入金の最高限度額を規定したものであります。

第7条では、予算の執行にあたり流用の制限が考慮されるべき項目を定めました。

第8条は、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第9条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けたものであります。

主な事業は、下西地区、栄町地区、飯田地区、皆市地区、有木地区、池田地区の配水管等の更新事業を計上しております。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員10名のうち、大西茂雄氏が本年6月30日をもちまして任期満了となることから、新たに山口泰弘氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

以上、49件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議のいただきまして、適切にご決定を賜りますようお願いをし、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。

**議長（米澤壽重）**

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで昼食休憩と致します。午後は13時30分から再開します。

（本会議休憩宣告 11時57分）

**議長（米澤壽重）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

## **日 程 第 8、新年度各会計予算案の詳細説明**

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 13時30分）

（全員協議会開会宣言 13時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 16時52分）

本日は、これをもって終了し、明日9日は本日に引続き新年度予算案の詳細説明、及び、補正予算案の詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

( 散 会 宣 告            1 6 時 5 2 分 )

以 下 余 白